官　報

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年三月十五日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

会　費　規　則

（目的）

第１条　この規則は、定款第10条（会費及び特別会費）の定めに従い日本貸金業協会の会費について定める。

（会費の種類）

第２条　会費は、資本金割会費、残高割会費及び店舗数割会費の３種（以下「基準別会費」という。）とし、それらの合計額とする。ただし、次に掲げる協会員（以下「特例協会員」という。）の会費は細則において別に定める。

⑴　貸金業法施行規則（昭和58年８月10日大蔵省令第40号）第５条の３の２第２項に規定する非営利特例対象法人であって、その貸金業の業務が同第１項各号に掲げるすべての要件に該当して行われる協会員（以下「非営利協会員」という。）

⑵　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年６月２日法律第48号）第１条に規定する一般社団法人及び一般財団法人である協会員（以下、「公益法人協会員」という。）

⑶　前各号に定めるもののほか、本協会が特に認めた協会員。

（会費の算定基準）

第３条　基準別会費はそれぞれ次に掲げる数値に基づき算出し、その算定の基準（以下「会費算定基準」という。）は細則で定める。

⑴　資本金割会費については資本金の額。

⑵　残高割会費については貸付金残高。

⑶　店舗数割会費については店舗数。

２　会費算定基準により基準別会費について月額会費をそれぞれ算出し、それらの合算額に12を乗じたものを年額会費とする。

３　基準別会費の算定の基準日（以下「会費算定基準日」という。）は、毎年２月末日とする。

（会費の算出）

第４条　第３条第１項各号に掲げる数値（以下「会費算定基準数値」という。）は、協会員が貸金業法（昭和58年法律第32号）（以下「法」という。）第24条の６の９の規定に基づき作成した事業報告書又は決算書等（以下「事業報告書等」という。）に基づき、会費算定基準日までに会費計算に関する報告書その他の計算根拠を証する書面（以下「会費計算書等」という。）を作成のうえ報告するものとし、この会費算定基準数値をもって次年度の年額会費を算出する。

２　前項において、会費計算書等を作成する場合、会費算定基準日の前年３月より会費算定基準日までの間に提出された事業報告書等を用いる。

３　会費算定基準日までに会費計算書等を提出しない協会員（以下「未提出協会員」という。）については、提出済みの最も新しい会費計算書等の会費基準算定数値により次年度の年額会費を算出する。

４　未提出協会員は、原則として前項において算出された年額会費の変更を求めることができない。

５　協会は、未提出協会員の会費算定基準数値について変更の事実を知ったときは、当該事実等を基礎に年額会費を算出し、上期期初（４月）に遡ってその金額に請求を改めることができる。

６　年額会費は原則１年間固定とする。

（会費の納入方法）

第５条　協会員（特例協会員を含む。以下同じ。）は、前条に基づき算出された年額会費（特例協会員にあっては細則で定める年額会費）を上期と下期の年２回に分けて納入するものとし、各期の納入期限は、それぞれ次に掲げる日（休業日の場合は前営業日）とする。

⑴　上期請求分（４月から９月まで）６ヶ月相当分　５月末日

⑵　下期請求分（10月から翌年３月まで）６ヶ月相当分　10月末日

（新規加入時における会費の取扱い）

第６条　定款第16条第１項の規定により、本協会に加入の承認を受けた協会員は、加入した期（前条に規定する上期又は下期を指す。以下同じ。）の会費に関し、当該加入日の属する月及び当該期の残月数に相当する分の月額会費を納入するものとする。

２　前項に定める月額金額は、協会員（特例協会員を除く。以下この項において同じ。）が加入申請時に提出した会費計算書等の会費算定基準数値に基づき算出する。ただし、新規に設立され１期目の決算日を迎えていない協会員の月額会費の算出については細則で定める。

３　協会は、前項の規定（特例協会員にあっては細則の規定）に基づき算出した会費と加入金を合算した金額を協会員に通知し、当該協会員は通知発行日から30日以内に納入するものとする。

（退会時等における会費の取扱い）

第７条　定款第19条の規定により退会の承認を受けた協会員は、第５条の規定にかかわらず、退会承認日の属する月までの会費を負担するものとし、協会は当該月までの会費を請求できる。

２　退会承認を受けた協会員について、退会承認月後の会費に関して既納入分があり、かつ当該協会員より別に定める返還申請書により返還申請が行なわれたときは、協会は当該既納入分の会費を返還できる。

３　前項の会費の返還方法は、協会員の指定口座へ振込送金のみとし、当該指定口座に送金された場合、当該協会員は後日受領者相違その他の理由による異議を協会に申し立てることができない。

４　第２項に定める返還は、退会承認日の翌日から起算して３カ月以内に返還申請書原本が協会に到達した場合に限り行うことができる。ただし、正当な事由がある場合はこの限りでない。

５　定款第21条第２項の規定に基づく除名の処分を受けた協会員については、第１項及び第２項の規定を適用しない。

（貸金業者たる資格を喪失した場合の会費の取扱い）

第８条　法第10条（廃業等）の規定により貸金業者たる資格を喪失した協会員は、第５条の規定にかかわらず、当該事由が生じた日の前日の属する月までの会費を負担するものとし、協会は当該月分までの会費を請求できる。なお、当該協会員について、会員権を喪失した翌月以降に関して既納入